

○基金事業の渉外活動における特別貢献手当の支給に関する要項

（令和 6 年 4 月 1 日
事業・ファイナンス担当理事決定）

基金事業の渉外活動における特別貢献手当の支給に関する要項

（趣旨）

- 1 この決定は、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成 17 年法人規則第 8 号。第 13 項において「本部等職員給与規則」という。）第 49 条の 3 の 2 第 3 項の規定に基づき、基金事業の渉外活動における顕著な貢献に対する特別貢献手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

- 2 特別貢献手当の支給対象となる者は、事業・ファイナンス担当理事（以下「担当理事」という。）が所掌する事務組織において、ファンドレイザー、基金マネージャーその他基金事業に関する企画立案及び地域、企業等との渉外活動を行う者（以下「ファンドレイザー等」という。）のうち、顕著な貢献のあったものとする。

（申請）

- 3 特別貢献手当の支給を希望するファンドレイザー等は、別に定める様式により所属する組織の長を経由して学長に申請しなければならない。

（支給対象者の決定）

- 4 特別貢献手当の支給対象者（以下「支給対象者」という。）としての可否は、前項の申請に基づき学長が決定する。

（実績報告）

- 5 支給対象者は、第 3 項により申請した活動期間（以下「活動期間」という。）終了後、別に定める様式により当該活動期間における渉外活動の実績等を担当理事に報告しなければならない。

（評価委員会）

- 6 担当理事の下に、前項の報告に基づく実績等を評価するため、担当理事及び担当理事が指名する者若干人で組織する評価委員会を置く。

- 7 評価委員会は、必要に応じて支給対象者へヒアリングを行うことができる。

- 8 評価委員会は、実績評価案を作成し、学長へ提出する。

（実績評価の決定）

- 9 学長は、前項の実績評価案に基づき、支給対象者の実績評価を決定する。

- 1 0 学長は、実績評価を決定するに当たって必要と認めるときは、担当理事及び支給対象者の職務の実態を把握している者の意見を聴くことができる。

(手当額)

- 1 1 特別貢献手当の額は、第 1 2 項の拠出額を限度として支給対象者の実績評価結果に基づき、学長が決定する。

(拠出額)

- 1 2 特別貢献手当に係る拠出額は、支給対象者が活動期間に獲得した寄附金のうち当該活動期間内に国立大学法人筑波大学へ入金があったものに、別に定める割合を乗じて得た額とする。

(支給日)

- 1 3 特別貢献手当の支給日は、本部等職員給与規則で定められた日とする。

附 記

この決定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。